

あんくるバス運行業務（西部線・作野線）に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

あんくるバス運行業務（西部線・作野線）

2 業務場所

市内一円および東刈谷駅

3 目的

安城市は、平成12年10月より2路線であんくるバスの運行を開始後、路線数拡大により平成26年10月より現在の11路線で運行を始めており、各公共施設や中心市街地への利便性向上、高齢者をはじめとした交通弱者の活動範囲の拡大や、通勤通学手段としてのさらなる活用を目指し運行しております。

本要領は、運行業務全般に対する技術的・人的能力と運行経費を総合的に判断し、最適な事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものです。

4 業務期間

令和9年10月1日から令和14年9月30日まで（5年間）

※ 業務期間中の運行状況が良好であり、車両が引き続き使用可能な場合は、期間満了後の当該路線の運行業務について、発注者・受注者協議の上、期間の延長を行う可能性があるものとします。

5 業務内容

別紙「あんくるバス運行業務仕様書（西部線・作野線）」（以下、「運行仕様書」という。）のとおりとします。

なお、本業務遂行するにあたり、担当者は業務に精通している者を配置し、安城市の施策を十分理解したうえで業務を遂行してください。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式

7 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 提出書類の提出期限の際に安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加者名簿（役務の提供・旅客業・バス運行業務）に掲載されていること。
- (2) 提出書類の提出期限から運行協定締結日までに、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公告日から運行協定締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 破産法、会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第一号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業について、同法第4条の許可を受けている者。
- (7) 主たる営業所の所在地が、対象路線の全てのバス停から実走行距離で20km以内に収まること。

8 スケジュール（予定）

	項目	日程
(1)	参加表明書の提出期限	令和8年9月11日（金）午後4時必着
(2)	質問の受付期限	令和8年9月18日（金）午後4時必着
(3)	提案書の提出期限	令和8年10月23日（金）午後4時必着
(4)	プレゼンテーション	令和8年11月9日（月）
(5)	審査結果通知	令和8年11月下旬
(6)	運行協定締結	令和8年12月中
(7)	事業内容調整開始	実走後運行計画調整
(8)	運輸支局への運行申請	令和9年4月以降
(9)	運行開始	令和9年10月1日

9 担当課等

- (1) 事業主体 安城市
- (2) 事務局 安城市都市整備部都市計画課総合交通係
〒446-8501 安城市桜町18番23号 TEL:0566-71-2243（直通）
FAX:0566-76-0066 E-mail : toshikei@city.anjo.lg.jp

1 0 参加表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明書等を提出してください。

(1) 提出書類一覧

	提出書類	様式
ア	公募型プロポーザル参加表明書	様式 1 - 1
イ	一般乗合旅客自動車運送事業の業務実績	様式 1 - 2

(2) 提出期限 令和 8 年 9 月 1 1 日 (金) 午後 4 時必着

(3) 提出場所 「9 担当課等」(2) 記載の事務局

(4) 提出部数 1 部

(5) 提出方法一覧 (以下の何れかの方法で提出してください)

	提出方法	補足事項
ア	持参	提出期限内の平日午前 9 時～午後 4 時に持参してください。持参する際は、事前に連絡をお願いいたします。
イ	郵送	書留郵便に限るものとします。また、提出期限内に必着とし、発送した旨を電話により報告してください。

1 1 質問の受付

(1) 質問方法

様式 4 を F A X またはメールで提出するものとします。なお、送信後必ず電話にて到着確認をしてください。

(2) 受付期限 令和 8 年 9 月 1 8 日 (金) 午後 4 時必着

(3) 受付場所 「9 担当課等」(2) 記載の事務局

(4) 回答方法

受け付けたすべての質問及び回答を取りまとめ、令和 8 年 1 0 月 2 日 (金) までに参加表明書提出者全員に通知します。

(5) その他

受付期間外または、上記の質問方法以外では、質問を一切受け付けません。

1 2 提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、「1 3 事業費上限額」、「1 4 提案内容」を確認の上、「1 5 提案書の提出方法」により提案書等を提出してください。

1 3 事業費上限額

2 路線分の総額 税抜き 3 6 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円以内 (6 0 か月分)

1 4 提案内容 (別紙様式 2 - 2 関係)

(1) 業務担当体制について

①会社概要

②運行管理者・整備管理者の経歴、現在の手持ち業務

(2) 安全確保について

※一般乗合旅客自動車運送事業における状況（他市での運行状況を含む）を記載し、提案者が営業所の場合は営業所の状況を記載してください。

①国土交通省（道路運送法）による行政処分等について

②バス運行に関する交通事故の発生状況について

③重大事故（自動車事故報告規則第2条の事故）の発生状況について

④自賠責保険・任意保険の内容について

(3) 運行管理、教育体制等について

①安全運転マニュアルについて

②点呼体制について

③教育体制について(※)

(4) 事故処理について

①事故対応マニュアルについて

②事故の対応と体制について(※)

(5) 危機管理について

①危機管理マニュアルについて

②危機管理の対応について(※)

(6) 苦情への対応について

①苦情対応マニュアルについて

②苦情への対応について(※)

(7) 車両の仕様等について

①主たる車両の仕様

②予備車両の仕様

(8) 利用促進策・事業者としての優位性について

①利用促進への取り組みについて(※)

②事業者としての優位性アピールポイントについて(※)

(※) プレゼンテーション 説明項目

1 5 提案書の提出方法

(1) 提出書類一覧

	提出書類	様式
ア	提案書	様式 2 - 1 及び 2 - 2 ※
イ	見積書及び運行事業費内訳書	様式 3

※様式 2 - 2 について、記入欄が不足する場合は必要に応じて行の追加等を行ってください。また、各マニュアル等の既存資料の写し等を参考資料として提出しても構いません。

(2) 提出期限 令和 8 年 1 0 月 2 3 日 (金) 午後 4 時必着

(3) 提出場所 「9 担当課等」(2) 記載の事務局

(4) 提出方法 提出期限内の平日午前 9 時～午後 4 時に持参してください。
持参する際は、事前に連絡をお願いいたします。

(5) 提出部数 書面 7 部 (原本 1 部、写し 6 部)
A 4 サイズを基本とし、両面印刷可とします。

(6) そ の 他 誤字脱字等の軽微な修正をするための再提出は提出期限内に限り可としますが、提出後の記載内容の変更は認めません。

1 6 プレゼンテーション

(1) 1 者あたりの時間は、準備及び片付けの時間を除き 3 0 分とし、企画提案の説明時間を 1 5 分以内とし、残りの時間を質疑とします。

(2) プレゼンテーションの出席者は 2 名までとします。なお、今後業務を担当する方が説明してください。

(3) 資料を投影する場合は事前に申し出てください。

(4) プレゼンテーションでは、「1 4 提案内容」のうち、(※)の項目について説明をしていただきます。説明は、提出された提案書に沿ったものとなりますが、補足については可とします。

(5) 開催時間等の詳細については、別途ご案内します。

1 7 審査等

(1) 選定方法

ア 提出された提案書及びプレゼンテーションにより、あんくるバス運行业務選定委員会において別紙 1「表 1 評価項目及び評価基準」を基に評価します。

イ 各委員の評価点の合計の高いものから順位をつけ、第 1 位と判定した委

員を最も多く獲得したものを優先交渉権者、2 番目に多く獲得したものを次点者とします。

ウ 第 1 位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第 2 位をより多く獲得した者を優先交渉権者とします。ただし、第 1 位の数および第 2 位の数が同数であった場合、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とします。

エ 第 1 位及び第 2 位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、見積金額の低い者を上位とします。ただし、見積金額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定します。

オ 各個別の項目において、著しく低い点数がある場合は、優先交渉権者、次点者とはならないものとします。

カ 提案者が 1 者の場合であっても審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い評価となる場合を除き、当該提案者を優先交渉権者とします。

(2) 審査結果の通知

審査終了後、選定結果を個別に通知します。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、次に掲げる事項を全ての提案業者に対し公表いたします。なお、公表にあたっては、落選した提案者の競争上の地位を配慮し、イとウの対応関係を明らかにしないよう公表します。

ア 優先交渉権者の名称

イ 全提案者の名称

ウ 全提案者の審査結果（第 1 位とした委員数、第 2 位とした委員数及び総合計点）

1 8 運行協定等

(1) 運行協定の締結

本プロポーザルにより優先交渉権者として選定された者と協定協議の上、提案上限額の範囲内で協定の締結を行います。ただし、優先交渉権者として選定されたものが「1 9 失格の条件」に該当した場合、その他協定を締結することができないやむを得ない事由により協定協議が成立しないときは、次点者と協定協議を行うものとします。

(2) 運行計画の調整

運行開始にあたっては、適正な運行計画とするために1回以上実走し、採用された提案書の内容を基に安城市と協議のうえ、運行計画を定めます。

19 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格とします。失格した者を優先交渉権者としていた場合は当該決定を取り消します。

- (1) 提出書類等に不備、不足があった場合
- (2) 提出書類等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 提出書類等作成のための運行仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正が認められたとき。
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (7) 見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）が「13 事業費上限額」を上回った場合
- (8) 「7 参加資格」があると偽った、または失った場合

20 その他

- (1) 提案書の作成及びプレゼンテーション等に関する経費は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は返却しないこととします。
- (3) 郵送により書類等を提出する場合、書類の送達等を含めた全ての内容について参加者の責任とし、安城市は責任を負わないものとします。
- (4) 審査結果についての異議は受けないこととします。
- (5) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わないものとします。
- (6) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名、経歴等の個人情報に該当するものを除き原則として開示することとなります。ただし、法人その他の団体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するものは不開示となる場合があるため、これに該当する部分があるときは、不開示としてほしい項目及びその項目ごとの具体的な理由（どのような根拠で、どのような権利利益が害されるか等）を、提案書の提出時に、書面により申し出てください。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めたい場合は、開示することがあります。

(7) その他の要件のため、プレゼンテーションの中止もしくは日程の変更等を行う場合があります。